

令和 6 年度地域いきいきライフ推進事業委託の概要

1 背景

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施にあたり、市民をはじめとするたくさんの主体の意欲や能力を最大限に発揮し、地域での健康づくり活動や支え合い活動等が創出されるような支援を推進することが求められている。

2 主な目的

本事業は、多様な主体の意欲や能力を最大限に活かし、高齢者を主とした誰もが参加できる様々な集いの場の創出やその支援を行うことで、健康づくり活動、支え合い活動等の活性化を図るとともに、こうした活動を通して集う者同士の交流や連携を深め、一人ひとりの健康の維持・増進を推進しながら多様な主体の協働により効果の高い仕組みづくりを進めることを目的とする。本事業では、集いの場づくりに必要な場所、プログラム、移送、運営及び運営補助等を提供する多様な主体の把握及び連携を深め、多様な主体間のコーディネートを行うことで、参加する者のニーズに適切に対応した集いの場の創出やその支援を進める。

3 取組の留意点

なお、集いの場づくりにおいては、現在集いの場を必要とする高齢者の介護予防に資することはもとより、将来の高齢者の増加を見据え、中長期的視点に立って、地域の様々な主体が集いの場づくりに積極的に関与することで、持続可能な形で多様な価値観に込えられる多くの集いの場が創出される組みを作っていくため、次の点に留意すること。

ア 市民、企業、大学等地域の多様な社会資源を把握しつつ、その持つ力を引き出し、最大限活用することができるように念頭に置くこと。

イ 将来的な社会情勢の変化や、主として高齢者の地域課題に対応し、その変化への対応や地域課題の解決に的確に応えうる集いの場の創出を念頭に置くこと。

ウ 集いの場におけるプログラムが参加者にもたらす健康づくりの効果について、大学等研究機関と連携し、エビデンスを得ていくための体制を構築すること。

エ 集いの場に集う者が、運営側・参加側の区別なく、その意欲や能力が発揮されるような場のコーディネートを行えるよう、常に企画・実施・検証・改善のサイクルを回転させていくこと。

オ 主として 60 歳から寿命を迎えるまでの高齢期を連続したセカンドライフの期間として捉え、その期間を分断せず、継続して参加し続けられる高齢期

に必要な集いの場のあり方を考えていくこと。可能な限り心身機能の低下等の影響にかかわらず、通い慣れた集いの場に参加し続けられるような仕組みを念頭に置くこと。

カ 健康の維持・増進においては、高齢期になる前からの対応も非常に重要である上、多様な世代間の交流が高齢期の生きがいの増進にもつながることから、高齢者に限らず、幅広い世代を対象とした集いの場づくりも十分に意識すること。

キ 多様な集いの場に関する情報を集約、分類し、誰にとっても分かりやすい形で情報発信、共有を行うこと。

4 事業者選定方法

本事業の委託にあたっては、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定し、事業の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

本事業は、多様な主体の意欲や能力を最大限に活かし、高齢者を主とした誰もが参加できる様々な集いの場の創出やその支援を行うための最適な仕組みを市と事業者の協働で構築していく必要がある。この公共的使命を十分に理解した上で、民間事業者としての効率性・柔軟性・専門性等を活かしつつ、地域に密着して多様な主体と関係性を築き、経験やノウハウのある運動講師等を円滑に派遣できる体制を持つ事業者に委託する必要がある。